

「いじめ」って何？

いじめ防止対策推進法
(平成 25 年法律第 71 号) 第二条第 1 項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等**当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

悪質性や故意性がなくてもいじめになる場合があります

法律上のいじめ

人間関係のトラブルで対象となった子供が嫌だと思ふもの

一般的な社会通念上のいじめ

- 冷やかす・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる
- 仲間はずれ・集団による無視
- 軽い暴力・ひどい暴力・金品をたかられる
- 持ち物を隠される・盗まれる・壊される・捨てられる
- 嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする
- SNS上の掲示板などへの書き込みなど誹謗中傷や嫌なことをされる 等

子供たちの笑顔のために 学校・地域・家庭で連携・協働します

学校の役割

教育委員会と連携して、全教職員でいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たります

未然防止

- 「いじめは決して許されない」ことを教え、よりよい人間関係を育みます
- いじめの背景にある要因に目を向け、ストレス等に対処できる力を育みます
- 「子供が安心して生活でき、自分自身を大切にする」学校づくりを行います
- 地域、家庭と学校が一体となって、いじめ問題に取り組めます

早期発見

- ささいな兆候であっても、いじめの可能性の疑いを持って、積極的にいじめを認知します
- 子供がいじめを訴えやすい体制を整え、子供に寄り添って話を聞きます
- 地域、家庭と連携して、子供を見守ります

対処

- いじめを受けた子供や、いじめを知らせてきた子供の安全を確保します
- いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行います
- 「子供の健やかな成長」を願って支援・指導します
- 家庭や教育委員会へ連絡・相談し、事案に応じて関係機関（所管警察署や相談機関、心理や福祉の専門家等）と連携します

家庭の役割

学校と適切に関わりを持ちながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます

未然防止

- 子供とのコミュニケーションを大切にします
- 子供にルールやマナーを教えます
- 子供のインターネットの使い方に注意を払います

対処

- 子供から相談を受けたら学校に連絡します
- 子供がいじめに関わった場合は学校と協力して指導します

早期発見

子供の様子の変化を見逃しません



子供が社会で自立していくためには、安心してありのままの自分を出ることができる環境での家庭教育が重要です。

地域の役割

学校と関わりを持ちながら、いじめの未然防止や早期発見に努めます

地域で育つ子供たちと温かく接します

学校と連携していじめ防止に取り組みます

いじめに関する相談窓口

- 教育総合支援センター（いじめ、不登校、友達関係等、教育全般の相談）TEL:053-457-2424
- いじめ子どもホットライン（いじめ相談専門ダイヤル※24時間年中無休）TEL:053-451-0022
- 24時間子供SOSダイヤル（緊急の相談ダイヤル※24時間年中無休）TEL:0120-0-78310
- まもろうよ ころろ（悩みや不安の相談方法と窓口の紹介）

まもろうよ
ころろ
相談申し込み

